



しぶや青色

令和7年 7月号 第633号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南 1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aoiro.jp/>

<< 会費改訂のご案内 >>

● 令和7年8月より会費を改訂させていただきます ●

令和7年5月27日開催の第27回定時総会に於いて、入会金及び会費の改訂についてご承認をいただきました。

青色申告会では昨今の諸物価高騰等により、事務局経費の見直し等を行って参りましたが、さらなる会員の皆様へのサービス向上、指導力の充実を図るため本年8月より下記の通り会費を改訂させていただきますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和7年8月より 入会金 2,000円

令和7年8月より 月会費 2,000円

令和7年度 年間 22,000円

令和8年度 年間 24,000円

お会費は便利な口座振替をお願いいたします。

~~~~~

青年部主催 挑戦してみよう！はじめてのパソコン会計

### ● 会計ソフトで楽々複式簿記 弥生会計パソコン教室 ●

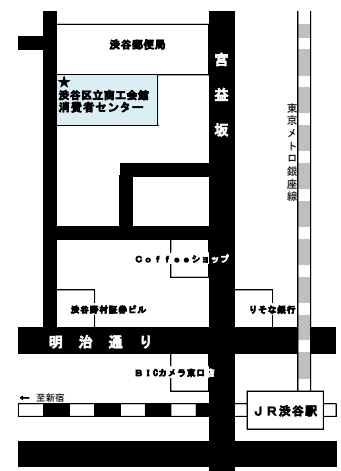
これから会計ソフトを使いはじめようとお考えの方向けの教室です。

弥生会計ソフトを使って、初期設定から日々の入力の方まで、

講義形式で分かりやすくご説明いたします。

★ パソコンでの簡単な文字入力・マウス操作ができる方が対象となります ★

|     |                                                                          |
|-----|--------------------------------------------------------------------------|
| 日 時 | 8月25日(月)・26日(火)<br>午前の部(不動産所得者向け) 9:30~12:30<br>午後の部(事業所得者向け) 1:30~ 4:30 |
| 会 場 | 渋谷区立商工会館 2階 セミナー室<br>渋谷区渋谷1-12-5                                         |
| 定 員 | 午前・午後の部 各4名                                                              |
| 費 用 | 無 料                                                                      |
| 申 込 | 事務局までお電話でどうぞ (TEL 3463-7043)                                             |



★お申込み、お問合せは事務局まで TEL : 03(3463)7043 URL : <http://www.428aoiro.jp/>

●所得税の基礎控除の見直しなどについての抜粋●

令和 7 年度 税 制 改 正 の お も な 項 目

令和 7 年度税制改正で所得税の非課税限度額、いわゆる 1 0 3 万円の壁の引き上げが議論され、基礎控除や給与所得控除の見直しなどがおこなわれました。改正は、**所得税が令和 7 年分から、個人住民税が令和 7 年の収入で課税される令和 8 年度分から**、それぞれ適用されます。

1. **基礎控除の見直し(個人住民税は改正されません)**

合計所得金額 2, 350 万円以下の居住者は、所得税の基礎控除額が引き上げられました。

| 合計所得金額                  |  | 所得税の基礎控除額 |                          |
|-------------------------|--|-----------|--------------------------|
|                         |  | 改正前       | 改正後                      |
|                         |  |           | 令和 7・8 年分      令和 9 年分以後 |
| 132 万円以下                |  | 48 万円     | 95 万円                    |
| 132 万円超      336 万円以下   |  |           | 88 万円                    |
| 336 万円超      489 万円以下   |  |           | 68 万円                    |
| 489 万円超      655 万円以下   |  |           | 63 万円                    |
| 655 万円超      2,350 万円以下 |  |           | 58 万円                    |

※1 合計所得金額が 2,350 万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。  
※2 個人住民税の基礎控除額の見直しはありません。従来と同じ最高 43 万円です。

2. **扶養親族等の所得要件の改正(個人住民税も同様に改正されます)**

基礎控除の引き上げにより、次の通り扶養親族等の所得要件が見直されました。

| 扶養親族等の区分         | 所得要件(合計所得金額など)  |                 |
|------------------|-----------------|-----------------|
|                  | 改正前             | 改正後             |
| 扶養親族             | 48 万円以下         | 58 万円以下         |
| 同一生計配偶者          |                 |                 |
| ひとり親の生計を一にする子(注) |                 |                 |
| 配偶者特別控除の対象となる配偶者 | 48 万円超 133 万円以下 | 58 万円超 133 万円以下 |
| 勤労学生             | 75 万円以下         | 85 万円以下         |

(注) ひとり親の生計を一にする子については、総所得金額等の合計額になります。

3. **特定親族特別控除の創設(個人住民税も改正されます)**

大学生世代の子ども等を持つ親の税負担を軽減し、アルバイトをする子ども等の就労調整問題に対応するために、特定親族特別控除が創設されました。

| 特定親族の所得 |          |            |          | 特定親族特別控除額 |       |
|---------|----------|------------|----------|-----------|-------|
| 合計所得金額  |          | 収入が給与だけの場合 |          | 所得税       | 個人住民税 |
| 58 万円超  | 85 万円以下  | 123 万円超    | 150 万円以下 | 63 万円     | 45 万円 |
| 85 万円超  | 90 万円以下  | 150 万円超    | 155 万円以下 | 61 万円     |       |
| 90 万円超  | 95 万円以下  | 155 万円超    | 160 万円以下 | 51 万円     |       |
| 95 万円超  | 100 万円以下 | 160 万円超    | 165 万円以下 | 41 万円     |       |
| 100 万円超 | 105 万円以下 | 165 万円超    | 170 万円以下 | 31 万円     |       |
| 105 万円超 | 110 万円以下 | 170 万円超    | 175 万円以下 | 21 万円     |       |
| 110 万円超 | 115 万円以下 | 175 万円超    | 180 万円以下 | 11 万円     |       |
| 115 万円超 | 120 万円以下 | 180 万円超    | 185 万円以下 | 6万円       |       |
| 120 万円超 | 123 万円以下 | 185 万円超    | 188 万円以下 | 3万円       |       |

※特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢 1 9 歳以上 2 3 歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者、白色事業専従者を除く)で、合計所得金額が 5 8 万円超 1 2 3 万円以下の人をいいます。合計所得金額が 58 万円以下の場合は、特定扶養親族として扶養控除 63 万円が適用されます。

※国税庁ホームページの特設サイト「令和 7 年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」(右の二次元コード)に源泉徴収事務に関する各種情報が掲載されています。



## 【 今月のスケジュール 】

### 7 月

| 日 | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土 |
|---|----|----|----|----|----|---|
|   |    | 1  | 2  | 3  | 4  | 5 |
| ⑥ | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | ⑫ |
| ⑬ | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | ⑮ |
| ⑳ | ㉑  | 22 | 23 | 24 | 25 | ㉒ |
| ㉓ | 28 | 29 | 30 | 31 |    |   |

7 月 5 日（土）：午前中のみ指導業務・要予約  
7 月 10 日（木）：源泉所得税納期の特例納期限  
7 月 16 日（水）：税理士先生による無料相談会  
7 月 21 日（月）：海の日（祝日）  
7 月 31 日（水）：申告所得税及び復興特別所得税  
令和 7 年分の予定納税減額申請期限  
1 期・2 期分 7 月 1 日～7 月 15 日  
※記帳・相談等ご利用の方は、予約をお取りください  
03-3463-7043 まで

## ●記帳は会計ソフトで・申告は e-Tax で●

事業所得者、不動産所得者（事業的規模）の方へ

「やよいの青色申告」（ウィンドウズ利用者）・「ジョブカン青色申告」（Mac 利用者）

始めてみませんか？ 会計ソフトを使って日々の帳簿付け等お手伝いします。

## ●青色共済からのお知らせ●

“青色ドック” 年一回の健康診断、「市ヶ谷会場」での受診が出来ます。ご希望の方はお早めに申告会事務局までお問合せください。

# 青色申告会の会員サービス！

青色申告会員ならではの会員サービスをご用意しております。詳しくは、事務局にお問合わせください。

## 1. 各種保険共済制度

- ・青色共済保険・医療保険・傷害保険・交通事故傷害保険・青色ガン保険・介護保険
- ・自転車保険・自動車保険・火災共済・青色 PL 保険等

## 2. ラフォーレ倶楽部の施設利用

全国にあるラフォーレ施設を会員料金で利用できます。  
リゾートでゆっくりリフレッシュ。  
ゴルフからお子様向け手作り工房などお楽しみいただけます。

## 3. 日本旅行会員割引

企画旅行（国内・海外）が 7% 割引になります。

## 4. 大樹生命（旧三井生命）保険の割引

個人で加入している大樹生命の保険料が割引になります。  
※一定の条件が必要です。割引率は契約内容により異なります。

## 5. アフラックのがん保険

CMでおなじみの「アフラックのがん保険」。団体割引になるのでお財布にもやさしい！



## ●都税についてのお知らせ●

# 耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

### <減免の対象① 耐震化のための建替え>

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和8年3月31日までの間に新築された住宅

耐震化のための建替えを行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- ☑ 新築された家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ☑ 建替え前の家屋を取り壊した日の前後各1年以内に新築された住宅であること
- ☑ 建替え前の家屋と新築された住宅がともに23区内にあること
- ☑ 新築された日の属する年の翌年の1月1日(1月1日新築の場合は、同日)において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の1月1日における所有者と同一の者が所有する住宅であること
- ☑ 新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること
- ☑ 新築された年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末までに減免申請すること

### <減免される期間・税額>

新築後新たに課税される年度から**3年度分**について居住部分の固定資産税・都市計画税を**全額減免**(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)

### <減免の対象② 耐震化のための改修>

ア 昭和57年1月1日以前からある住宅で、令和8年3月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を行った住宅

イ 昭和57年1月2日から平成13年1月1日までの間に在来軸組工法により新築された2階建て以下の木造の住宅で、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を行った住宅

一定の改修工事を行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- ☑ 耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ☑ 耐震改修に要した費用の額が1戸あたり50万円を超えていること
- ☑ 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること
- ☑ 耐震改修工事が完了した日から3か月以内に減免申請すること

### <減免される期間・税額>

改修完了日の翌年度(1月1日完了の場合はその年度)1年度分\*<sup>1</sup>について、固定資産税・都市計画税(居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで)を**全額減免**\*<sup>2</sup>

\* 1 アの住宅で、通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分

\* 2 アの住宅については、耐震減額適用後全額減免



### <減免を受けるための手続>

①及び②イの場合には「固定資産税減免申請書」、②アの場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

現行の耐震基準の内容や耐震基準に適合した工事であることの証明書の発行等については、建築士もしくは各区役所の担当窓口へお問い合わせください。

詳細は東京都主税局ホームページをご覧ください。

[https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/real\\_estate/kotei\\_tosi/taishin](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/real_estate/kotei_tosi/taishin)

